

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月22日
【届出者の氏名又は名称】	合同会社H S H
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南二丁目15番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番3号
【電話番号】	03-5796-8600
【事務連絡者氏名】	代表社員 株式会社リサ・パートナーズ 職務執行者 小山 浩司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	合同会社H S H (東京都港区港南二丁目15番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、合同会社H S Hを指し、「対象者」とは、株式会社卑弥呼を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社卑弥呼

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成28年3月18日に、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者の株式を保有することを主たる目的として、平成28年2月に設立された合同会社で、株式会社リサ・パートナーズ(以下「リサ・パートナーズ」といいます。)がその持分の全てを所有しています。公開買付者及びリサ・パートナーズは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を応募予定株主(下記に定義します。)が応募合意書(下記に定義します。)において本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式数の総数となる5,804,060株(所有割合(注1)79.78%)と設定しております。本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている各手続を実施し、対象者を公開買付者の完全子会社とする予定です。

本公開買付けに際して、公開買付者及びリサ・パートナーズは、対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長の柴田一氏(所有株式数1,651,970株、所有割合22.71%、株主順位(注2)第三位)、柴田一氏及び同氏の配偶者である柴田泉子氏が株主の資産管理会社である株式会社おさむ(所有株式数2,506,050株、所有割合34.45%、株主順位第二位)、柴田一氏の長男であり対象者の取締役である柴田政男氏(所有株式数378,720株、所有割合5.21%、株主順位第四位)、柴田政男氏及び株式会社おさむが株主の資産管理会社である株式会社PARK・DRIVE(所有株式数260,000株、所有割合3.57%、株主順位第七位)、柴田一氏の長女である三田絵理氏(所有株式数378,720株、所有割合5.21%、株主順位第四位)、三田絵理氏及び株式会社おさむが株主の資産管理会社である株式会社エリー(所有株式数260,000株、所有割合3.57%、株主順位第七位)及び柴田泉子氏(所有株式数368,600株、所有割合5.07%、株主順位第六位)(以下、総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式数合計5,804,060株、所有割合合計79.78%)を本公開買付けに応募する旨の合意書(以下「応募合意書」といいます。)を、それぞれ平成28年3月18日付で締結しております。応募合意書の概要につきましては、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成28年2月10日に提出した第42期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式数(12,984,233株)から対象者が平成28年2月5日に公表した平成28年3月期第3四半期決算短信(以下「平成28年3月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成27年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,709,358株)を控除した数(7,274,875株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいい、以下同じとします。

(注2) 株主順位は、平成27年9月30日現在の所有株式数に基づく順位を記載しております。

対象者が平成28年3月18日に公表した「合同会社H S Hによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針は、以下のとおりです。以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

公開買付者は、対象者の株式を保有することを主たる目的として、平成28年2月に設立された合同会社です。公開買付者の持分の全てを所有しているリサ・パートナーズは、平成10年7月の創業以来、「日本生まれ、日本育ちの投資銀行」を目指し、事業再生や不良債権ビジネスを中心に、投融資事業及びアドバイザー事業を展開しております。リサ・パートナーズは3つの企業価値向上ファンドの運営実績を有しており、本書提出日現在、累計投資件数23件、投資総額約450億円の投資実績があります。これまでの投資先としては、日用品や食料品等を取扱うディスカウントストアのダイレックス株式会社や事業の一部で食品スーパーを展開するアルピコホールディングス株式会社、ドラッグストアを展開する株式会社ハーティウォンツ等、その約半数が小売業への投資であり、スーパーマーケット、ディスカウントストア、ドラッグストア、ホームセンター等、様々な種類の小売業への投資実績があります。リサ・パートナーズが培ってきたノウハウを活かし、業務改善、店舗ごとの計数管理、社内マネジメントといった業務をサポートすることで投資先企業の事業価値の向上に寄与しております。また海外展開においては、東南アジアのハブであるシンガポールに子会社を有しており、現地での販売チャネル開拓のためのパートナー探しに関するサポートや、海外進出のための不動産や商習慣、法令に関する情報収集を行うことによる現地子会社の設立に関するサポート等、多岐にわたる支援を行っています。

一方、対象者は、婦人靴の製造販売を目的として、昭和51年2月に設立されました。「彼女は遊びの精神(こころ)を知っている。」をコンセプトとした「卑弥呼」ブランドの婦人靴を販売し、昭和55年12月にアンテナショップ1号店「原宿卑弥呼本店」をオープンして以降、「卑弥呼」「elegance卑弥呼」「WANO NANO(平成28年2月に休止)」「water massage®」の4ブランドを中核として着実に業容を拡大してまいりました。平成2年11月には日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年度には年間売上100億円を達成、平成16年12月にはジャスダック証券取引所(現・JASDAQ市場)に株式上場を果たし、国内有数の婦人靴ブランドを保有する企業に成長しました。

他方で、昨今の婦人靴業界におきましては、同業他社のみならず、アパレル業等の関連業界からの参入や新業態(ディスカウントストア・Eコマース(インターネットなどのネットワークを介した取引形態)等)の出現により競争環境が激化しております。これに加え、円安に伴う輸入コストの上昇、原材料価格・人件費の上昇など厳しい状況が続いております。

販売面におきましても、婦人靴市場は縮小傾向にあります。その要因としては、国内の人口減少傾向、一昨年の消費税増税以降の個人消費の低迷、最近のスニーカーブームによる足元のカジュアル化などが挙げられます。婦人靴市場は消費者の節約志向やライフスタイルの多様化により、流行を採り入れつつ大量生産によって低価格に抑えたいいわゆるファストファッションをはじめとする低価格帯と、海外からのインポートブランドを中心とした高価格帯ブランドに二極化しており、高価格帯の商品は、富裕層や中間所得層、訪日外国人観光客への販売が好調であるものの、対象者のブランドはその中間となる価格帯に属します。また、消費者の嗜好の変化や様々な要因から、商品のトレンドが急速に変化するため、商品企画力の向上が重要な課題となっております。

上記のような経営環境の中、対象者は業績回復に向けて、①ブランド力の強化、②ネットショップの拡充、③water massage®ブランド及びwater massage®インソール(注)の外販強化、④BtoBビジネス(企業対企業の取引)の強化・拡充の4つを柱に取り組んでまいりました。①ブランド力の強化に関しては、ブランドコンセプトに合致した「品格」と「履き心地」を兼ね備えた魅力的な商品を生み出すべくマーチャндаイジング(適切な価格・数量で適切な時期に商品を市場に供給する企業活動及び商品化計画)力及び商品力の強化に加え、販売員の接客におけるフィッティング等のコンサルティングセールスを基礎とした販売力の強化を進めております。②ネットショップの拡充に関しては、平成26年8月にオープンした自社オンラインショップのwebサイト「卑弥呼Online Shop」の認知度向上と規模拡大に取り組むべく、卑弥呼メンバーズクラブの登録推進により、会員様の最寄りの店舗での新商品の入荷情報メールなど、従来実施していなかった会員様向けのマーケティング力の強化を図り、同時に、ネットショップで先行受注を受け、リアル店舗でフィッティングサービスを提供するといった相乗効果を創出する仕組みづくりを推進しております。③water massage®ブランド及びwater massage®インソールの外販強化に関しては、国内外に特許を保有するwater massage®インソールの外販を新規事業として拡充し、またwater massage®ブランドのライセンスを供与することに積極的に取り組んでおります。④BtoBビジネスの強化・拡充に関しては、国内外の法人向けに、店舗販売員や介護従事者等を対象とした健康に配慮した靴を供給するビジネスを強化しております。また、婦人靴業界以外の法人に、対象者のwater massage®以外のブランドをライセンス供与するビジネスも手がけております。

(注) 「water massage®インソール」とは、衝撃吸収効果と足の裏のマッサージ効果を発揮し、足の負担を軽減するインソール(靴の中敷き)です。water massage®ブランドは、water massage®インソールを搭載しております。

もっとも、こうした取組みのうち「卑弥呼Online Shop」での販売が順調に推移するなど一部の分野で効果が現れているものの、減収をカバー出来るような具体的な成果が未だ出ない状況にあります。ブランド力の強化については、elegance卑弥呼ブランドで新しい木型(靴のデザインの原型)によるヒット商品が生まれたものの、他のブランドでは既存木型にこだわり新しい商品が生まれるに至っておりません。また、water massage®ブランド及びwater massage®インソールの外販強化並びにBtoBビジネスの強化・拡充等の主要施策についても、タイの靴メーカー1社とのライセンス契約を獲得することができたものの、コスト面や機能面でスポーツメーカーに対抗できない状況にあります。また、主要取引先となる百貨店の自社ブランド重視や婦人靴売場の縮小、アパレル業や新業態の出現に伴う競争激化、天候不順による販売不振、季節に関係なく利用可能なスニーカーの流行拡大に伴う対象者が得意とするサンダル・ブーツ等季節商品の需要減等厳しい市場環境と相まって、対象者の売上高は、平成25年3月期5,775百万円、平成26年3月期4,652百万円、平成27年3月期3,892百万円と、低調に推移し苦戦が続いております。

今後対象者は、今まで以上に精緻なマーチャндаイジングや在庫管理を行い、消費者の嗜好の変化や様々な要因から急速に変化する商品のトレンドに対応した商品力を高めるとともに、販売拡大のためには更なるBtoBビジネスの強化・拡充を目指した取引先の開拓や、海外での販売も視野に入れた店舗展開を行っていかねばなりません。海外展開に際しては、ブランドの世界的な展開、マーケティング活動、研究開発及び品質管理などの一元化、現地拠点の立ち上げに係る適切な組織・人材の確保に加えて、海外現地での事業提携等につき、中長期的な視点に立った戦略を立て実行していく必要があると対象者は考えております。これらの施策の実施に伴い、対象者には、商品開発・広告宣伝等様々な分野での戦略的な費用支出、ネット販売拡充のためのシステム投資、百貨店等や海外に対する積極的な出店の開始といった施策も不可欠になってきます。また、対象者がこれらの施策を進めて行く上では、計画どおり事業が展開しない事業上のリスクに加えて、既存の市場では想定されなかった人工皮革の進化による化学繊維業界などの異業種との連携や、圧倒的な店舗数を誇る中国ブランドの日本進出等にも対応していく必要があります。更には、大胆な挑戦に対する迅速な意思決定や、想定外の事象発生に伴う柔軟な方針転換が必要とされます。しかしながらこれらを考慮した場合、対象者が当該施策において確実な効果を実現させるには、海外市場や海外での商慣習に精通した人材が不足していることや、より効率的な在庫管理ノウハウ等を外部からも取り入れる必要があることから、対象者の現在の仕組みと経営資源では必ずしも十分とは言えません。さらに、これらの先行的施策の実施に伴い、当面は費用や投資が先行し、収益やキャッシュフローの悪化が生じるおそれがあるばかりか、期待した成果が得られないリスクもあると想定されます。

そこで対象者は、これらの経営改革諸施策をスピード感をもって実行し、それに伴う様々なリスクもコントロールするために、対象者の有するブランドを最大限に活かせる経営資源・ノウハウ・ネットワークを有する戦略的パートナーとの協働が望ましいとの考えに至りました。また、対象者の創業者・主要株主であり代表取締役会長兼社長の柴田一氏においても、今後対象者が継続的に成長していくためには、かかる協働が必要との考えを従来から有していたところ、自身の高齢という事情もあり柴田政男氏を中心にこれを推進していくことを予定していたものの、同氏も病氣療養の状況にあり、かつ他に適当な人材が対象者内に存在しないことから、これを機に経営体制も含め抜本的な改革が必要と判断し、平成27年7月、柴田一氏を含む応募予定株主の所有する対象者株式の全部にかかる戦略的パートナーに売却する旨の意向が対象者の他の取締役に対して示されました。その後、対象者は、平成27年10月以降、対象者の事業を理解し、企業価値向上に最も資する戦略的パートナー候補の検討を開始し、平成27年11月中旬より、対象者株式の取得に関心を有すると考えられる事業会社を含む複数の候補者に対して、対象者株式の取得を打診しました。

このような中、リサ・パートナーズは、平成27年11月中旬に、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツ株式会社(以下「ニンバスアソシエイツ」といいます。)から、対象者が継続して安定的に運営されていくことを条件とした対象者株式の取得に関する打診を受けました。リサ・パートナーズは、かかる打診を受けて初期的検討を開始し、過去の投資実績や経験から、対象者が創業以来培ってきたノウハウや人材を軸に、リサ・パートナーズが第三者的な見地から対象者に必要な経営資源を補完し支援することで、対象者を現在の売上が縮小傾向にあり収益性も悪化している状況から再び売上の拡大及び利益率の改善に向けて飛躍させることが可能と考え、平成27年12月25日に、対象者に対して対象者株式の取得を検討する旨の意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を提出いたしました。

対象者は、本取引の検討を行うため、平成28年1月19日に、本取引に利害関係を有しない取締役である小林史伸氏及び利害関係を有しない社外監査役である荒井勝氏、浅田千秋氏、高見現人氏により構成される検討委員会(以下「本検討委員会」といいます。)を組成し、リサ・パートナーズ及び他の戦略的パートナーとなる複数の候補者からの意向表明書を検討した結果、リサ・パートナーズによる対象者の靴事業の価値及び全体の企業価値に対する評価が他の候補者による評価を上回っていたこと、リサ・パートナーズの有する投資実績・経験、同社が保有するノウハウや人材を活かした経営支援が対象者の企業価値向上に資すると見込まれたこと、対象者がリサ・パートナーズを戦略的パートナーに迎えずこのまま従来通りの枠組みで経営を継続したとしても、代表取締役会長兼社長の柴田一氏の高齢という事情、柴田政男氏も病氣療養の状況にあり、かつ他に適当な人材が対象者内に存在しないことを考慮すると、対象者の靴事業は進行中の事業年度においては赤字が見込まれ、今後も業績回復の軌道に乗せるのは容易ではないと考えられる中、靴事業の価値について高い評価額を提案してきたリサ・パートナーズ提案の評価額を超える価値を対象者単独で実現するのは困難と考えられたこと、対象者の企業価値の大きな部分を占める不動産についてもリサ・パートナーズはこれを高く評価しており、現状活況である不動産市況の継続性が不透明な中、現時点で当該評価額にて価値実現することが対象者株主にとっては有利であると考えられたこと、その他、取引の実行可能性及び実現の確実性等を総合的に考慮した上で、対象者としてリサ・パートナーズを有力候補者と考え、平成28年1月下旬に、その認識を応募予定株主と共有し、リサ・パートナーズにもその旨を伝えました。

また、リサ・パートナーズは、平成28年1月14日以降2月上旬までの間、対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、対象者株式の取得について分析、検討を進めた結果、対象者においては、潜在的な事業拡大の余地はあるものの、対象者の企業価値を中長期的に向上させていくためには、対象者の既存事業の立て直し及び研究開発や新製品開発の拡大・強化を一段と加速していくことが不可欠であり、刻々と変化する婦人靴業界の環境に柔軟に対応しながら企業価値を向上させていくにあたっては、対象者が機動的な経営体制の下で、スピーディかつ柔軟な経営判断を行い、早期に立て直しを図っていくことが必要であると考えました。

そこで、リサ・パートナーズは、対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を達成するためには、本取引を実施し対象者株式を非上場化するとともに、その株主構成を簡素化し、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築した上で、リサ・パートナーズの有するノウハウや人材・国内外のネットワークといった経営リソース・インフラを最大限に活用して、対象者の成長力及び競争力を一層強化することが最も有効な手段であると考えるに改めて至りました。

上記検討を経て、平成28年2月15日に、対象者の株式を保有することを主たる目的とし、リサ・パートナーズがその持分の全てを所有する公開買付者が設立されました。その後、公開買付者は、対象者の今後の事業運営方針や対象者が保有する金融資産等の取扱い等に関してのリサ・パートナーズ及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、SMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)から取得した株式価値算定書記載の算定結果、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、応募予定株主との本公開買付け価格についての協議・交渉内容、対象者株式の直近1ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案した上で、最終的に平成28年3月18日に、本取引の一環として、本公開買付け価格を2,059円とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年3月17日の対象者株式のJASDAQ市場における終値910円に対して126.26%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。)のプレミアムとなり、市場価格よりも大幅に高くなっていますが、公開買付者が、対象者株式を収益性及び資産性の両面から評価・検討した結果、決定したものです。

なお、公開買付者は、対象者の所有する株式及び債券(以下「株式等金融資産」といいます。)について、本公開買付け後の対象者の経営には必要ないと判断したため、対象者が株式等金融資産を第三者に売却することを前提として本公開買付け価格を算定していたところ、株式等金融資産を市場等で売却する場合には、売却に伴い手数料が発生することに加え、一度にまとまった株数を売却しなければならないため、市場の需給バランスが崩れ売却価格が下がる懸念がありました。そこで、公開買付者は、売却に伴うコストが軽減される方法として、株式等金融資産の時価による相対取引での売却の可能性を検討しておりましたが、新たに売却先を模索することは本取引の情報管理の観点から好ましくなく時間的にも十分ではないと思われていたところ、株式会社おさむが時価にて株式等金融資産を買い取ることが手続上最も簡易であり、対象者にとって最善の方法であるとの考えに至りました。公開買付者及びリサ・パートナーズは、応募予定株主のうち株式会社おさむとの間の応募合意書において、本公開買付けが成立し、かつその決済が完了することを条件として、株式会社おさむが対象者の所有する株式等金融資産(帳簿価額3,583百万円)を平成28年2月29日時点の時価(3,067百万円)(帳簿価額と時価との差額は515百万円)で買い取ることにより平成28年3月18日に合意しました。本公開買付け価格は、かかる株式会社おさむに対する売却を前提として設定いたしました。

公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後の対象者の経営方針について、次のとおり考えております。

公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後は、対象者に対し、リサ・パートナーズがこれまでリテール及び不動産業界への豊富な投資実績を通じて蓄積してきたノウハウや同社の有する経営資源・ネットワーク・情報を利用して、これまで対象者において必ずしも十分なリソースを有していなかったと考えられる店舗ごとの計数管理、在庫管理、顧客分析、マーケティング、海外進出等の点に関する支援及び助言を行うとともに、対象者の既存店舗や今後の出店戦略に関してもサポートしていくことにより、対象者事業の潜在的価値の最大化を実現させていきたいと考えております。

本公開買付け成立後の対象者の役員体制につきましては、公開買付者が新たに指名する取締役及び監査役からなる新体制を構築し、経営体制の更なる強化・充実を図っていくことを想定しておりますが、現経営陣の今後の処遇を含め現時点において決定している事項はなく、今後対象者と協議の上、決定する予定です。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員の雇用に関しては、原則として引き続き同水準の処遇にて雇用を継続することを予定しております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者及びリサ・パートナーズは、応募予定株主との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けへの応募に関する旨の応募合意書を、それぞれ平成28年3月18日付で締結しております。

各応募予定株主の応募義務は、(i)公開買付者及びリサ・パートナーズの応募合意書上の表明保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、(ii)公開買付者及びリサ・パートナーズにおいて、応募合意書に定める義務(注2)の重大な違反が存在しないことを前提条件としております。応募予定株主が、その裁量により、これらの前提条件のいずれについても放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていません。

(注1) 応募合意書においては、(i)公開買付者の存在の適法性・有効性、(ii)リサ・パートナーズの存在の適法性・有効性、(iii)公開買付者が本公開買付けの決済の開始日に、本公開買付けの決済を行うために必要な資金を有することが確実であると見込まれることが、公開買付者及びリサ・パートナーズの表明保証事項とされております。

(注2) 応募合意書においては、公開買付者及びリサ・パートナーズは、(i)応募合意書に違反(表明保証違反を含む。)による損害賠償義務及び(ii)守秘義務を負っています。

また、各応募予定株主は、本公開買付けが成立し、かつその決済が完了した場合には、平成28年6月下旬に開催予定の対象者の第42回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議決権行使について、公開買付者の指示に従って行うことに合意しています。

さらに、公開買付者及びリサ・パートナーズは、応募予定株主のうち柴田一氏との間の応募合意書において、(i)対象者が本定時株主総会に付議する議案について、事前に公開買付者と協議して決定させること、(ii)本定時株主総会終結までの間、対象者に、従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行させ、公開買付者の事前の書面による承諾なくして、一定の行為(定款等の変更、重要な資産の取得等、債務負担行為、株式等の発行、訴訟等の提起等)は行わせないこと、(iii)対象者が締結する契約について、本公開買付け成立後も合理的に満足する内容で維持されるよう、公開買付者及びリサ・パートナーズの要請に応じ、合理的に必要な範囲で協力すること等につき同意しています。

加えて、公開買付者及びリサ・パートナーズは、応募予定株主のうち株式会社おさむとの間の平成28年3月18日付応募合意書において、本公開買付けが成立し、かつ株式会社おさむがその売買代金を受領することを条件として、株式会社おさむが対象者の所有する株式等金融資産(帳簿価額3,583百万円)を平成28年2月29日時点の時価(3,067百万円)で取得することに合意しております。また、対象者は、株式会社おさむ及び公開買付者との間で、平成28年3月18日に、本公開買付けが決済され、株式会社おさむが指定する口座に本公開買付けに係る売却代金が振り込まれる日において、上記株式等金融資産を平成28年2月29日時点の時価(3,067百万円)で売買する旨の有価証券譲渡契約書を締結しております。詳細については、対象者が平成28年3月18日に公表した「投資有価証券売却損及び投資有価証券売却益並びに投資有価証券評価損戻入の発生に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、公開買付者が対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しております。

① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%以上となった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対してその所有する対象者株式(以下「売渡株式」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)します。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主から売渡株式の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対しては対象者株式1株当たりの金銭の額と本公開買付価格が同一となるよう算定し金銭を交付する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会にて本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して売渡株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による売渡株式の売買価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、(i)対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことの議案を本定時株主総会に上程することを対象者に要請します。なお、応募予定株主は、公開買付者の指示に従って、本定時株主総会において本株式併合の議案に賛成する予定とのことです。本定時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本定時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様へ交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による1株当たりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(対象者を除きます。)に対しては最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しています。この場合に当該対象者の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

本完全子会社化の具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本定時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

なお、本完全子会社化手続が完了した後、公開買付者は対象者との間で合併を予定しております。この合併の具体的な手続及び実施時期等は未定です。

(5) 上場廃止になる見込み及びその事由

対象者株式は本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者の支配株主であり、代表取締役会長兼社長である柴田一氏、同氏の親族並びに同氏及びその親族の資産管理会社が、公開買付者及びリサ・パートナーズとの間で応募合意書を締結しており、対象者の他の株主の皆様との利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を、応募予定株主が応募合意書において本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式の総数としておりますので、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募が本公開買付けの成立の条件ではありませんが、公開買付者及び対象者において以下の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、リサ・パートナーズ及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成28年3月17日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を参考にしました。なお、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。詳細につきましては、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者並びにリサ・パートナーズ及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年3月17日付で株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。

ブルータスは、対象者並びにリサ・パートナーズ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、対象者並びにリサ・パートナーズ及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておらず、また、ブルータスは、応募予定株主の関連当事者にも該当せず、応募予定株主の間でも重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、ブルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ブルータスは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点から収益還元法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、ブルータスは、対象者から提供した事業計画について、対象者は業績の立て直しを図るため、様々な施策を検討しているものの、その施策の具体的な行程は何ら決定されておらず、その達成可能性に不確実性があると判断したことから、事業計画を前提とするディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用せず、代替的方法として、現時点で着手できる対策から想定される収益水準が継続することを前提とした収益還元法を採用しているとのことです。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法によると、807円から910円

収益還元法によると、2,005円

市場株価法では、平成28年3月17日のJASDAQ市場における対象者株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間におけるJASDAQ市場における対象者株式の終値の単純平均値(それぞれ、910円、859円、819円、807円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。))を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を807円から910円までと算定しているとのことです。

収益還元法では、一定の収益水準が継続することを前提に一定の還元率を用いて算定した事業価値(0百万円)に、非事業資産としての金融資産(9,929百万円)及び不動産(4,863百万円)の価値を加算し、有利子負債等を控除して株式価値を求め、対象者株式1株当たりの価値を2,005円と算定しているとのことです。事業価値の算定においては、収益還元法の前提となる靴事業の収益予測として収益水準をゼロと想定しているとのことです。これは主として売上高が減少基調にあること、靴事業の営業利益が赤字となる見込みであることが理由となるとのことです。なお、ブルータスは、対象者マネジメントから、靴事業は進行中の事業年度においては赤字が見込まれるものの、検討中の定番商品の刷新、ブランド力の向上、出店戦略の変更、在庫管理方針の変更等の対策を現時点で着手できるものから順次実行していくことで、少なくとも長期的に持続可能な収益水準をゼロ以上にすることは想定し得る旨の説明を受けたことから、収益還元法における靴事業の収益水準をゼロと想定しているとのことです。金融資産の評価においては、金融資産のうち現金、普通預金及び別段預金を一定の必要資金として除外した、定期預金、長期預金、有価証券、投資有価証券(債券及び株式)及び保険積立金を余剰金融資産とみなし、これらを平成28年2月29日時点の時価で評価してその価値を算出しているとのことです。また、不動産の価値については、所有不動産(平成28年2月18日公表の「保有不動産の賃貸借契約締結に関するお知らせ」に記載の不動産を含みます。)を全て売却したと仮定した場合の正味売却価値を取得した不動産鑑定書をもとに算出したとのことです。

なお、ブルータスは、株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、財務デュー・ディリジェンス、鑑定又は査定を行っておらず、不動産及び借地権を除き、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、対象者並びにリサ・パートナーズ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのこと。

④ 対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、(i)本公開買付けに関する意見表明は、公開買付者が、対象者の支配株主であり、代表取締役会長兼社長である柴田一氏、同氏の親族並びに同氏及びその親族の資産管理会社からの取得を前提として対象者株式に対して行う公開買付けに対するものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当すること、また、(ii)本公開買付け後に予定されている完全子会社化に係る手続(詳細は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」のとおりです。)の時点では公開買付者が支配株主に該当し、当該手続が「支配株主との重要な取引等」に該当することから、対象者としては、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の少数株主と上記完全子会社化に係る手続時点の少数株主の皆様にとって、対象者株式の全てを取得する本取引の公正性を確保するべく、対象者は、平成28年2月16日に、リサ・パートナーズ及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、社外監査役の荒井勝氏、浅田千秋氏及び高見現人氏(なお、上記3名の社外監査役は、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ているとのこと。))に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をしたとのこと。

上記3名の社外監査役は、本取引の意義に関する対象者の説明、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の対象者株式価値算定書その他の資料を踏まえ、対象者における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の対象者の株主にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのこと。その結果、(i)対象者が認識する事業環境及び対象者の強みと課題、リサ・パートナーズ及び公開買付者の提案内容、並びにリサ・パートナーズの投資実績等、(ii)対象者株式価値算定書における算定結果、本公開買付価格の対象者の市場株価に対するプレミアムの水準及び本公開買付価格の決定プロセス、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の手続において、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付価格と同額の金銭が交付されることが予定されていること、並びに(iii)「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成28年3月18日付で、上記3名の社外監査役は連名で、(i)本取引は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、(ii)本取引により株主に交付される対価は、対象者株式価値算定書の算定結果の内容、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例との比較、及び合理的なプロセスを経て決定されたものと評価できることに照らして、公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、(iii)相当な利益相反の防止措置が採られているなど、本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、(iv)(i)ないし(iii)その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるものとしているとのこと。

なお、かかる意見においては、上記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」のとおり、本公開買付けが成立し、かつその決済が完了することを条件に、対象者が株式会社おさむに対して投資有価証券(株式等金融資産)を売却することを含め、少数株主にとって不利益なものではないと認められるものとしているとのこと。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年3月18日開催の取締役会において、本検討委員会における検討の結果、プルータスから取得した対象者株式価値算定書及び算定結果についての説明、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、慎重に協議・検討を行った結果、リサ・パートナーズを戦略的パートナーとしながら、公開買付者の完全子会社として事業展開していくことにより、対象者の事業を再度成長させていくことが期待されることから、本取引が対象者の企業価値向上に資する取組みであると判断したとのことです。また、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(i)上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」のプルータスにより算定された1株当たりの株式価値の範囲を上回るものであること、(ii)本公開買付価格2,059円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年3月17日の対象者株式のJASDAQ市場における終値910円に対して126.26%、平成28年3月17日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値859円に対して139.70%、平成28年3月17日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値819円に対して151.40%、平成28年3月17日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値807円に対して155.14%のプレミアムを加えた金額であり、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの水準と比較して大幅に高い水準にあること、(iii)「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、対象者は、本取引は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、対象者は、平成28年3月18日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、当該取締役会には、対象者の監査役3名(常勤兼社外監査役1名、社外監査役2名)全員が出席し、いずれも、当該決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役会長兼社長の柴田一氏及び取締役の柴田政男氏は、公開買付者及びリサ・パートナーズとの間で応募合意書を締結しているため、また、取締役の西崎泉氏は、ニンバスアソシエイツの代表取締役社長を兼務しているところ、同社は本取引に関する対象者のフィナンシャル・アドバイザーであり、そのアドバイザー・フィーの一部は本取引の成立が条件とされていることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、対象者の取締役である白田啓之氏は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士としての地位を有していることを受け、本取引に関する利害関係のおそれを払拭しつつ、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、まず(i)柴田一氏、柴田政男氏、西崎泉氏及び白田啓之氏を除く1名の取締役において審議の上、決議を行い、さらに、(ii)白田啓之氏を加えた2名の取締役においてあらためて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けにつき適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年3月22日(火曜日)から平成28年5月24日(火曜日)まで(42営業日)
公告日	平成28年3月22日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金2,059円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、リサ・パートナーズ及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成28年3月17日付で取得した本株式価値算定書を参考にしました。なお、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。また、SMBC日興証券は、リサ・パートナーズ及び公開買付者並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。 SMBC日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価法 : 807円～859円 DCF法 : 2,025円～2,121円 市場株価法では、平成28年3月17日を基準日として、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間におけるJASDAQ市場における対象者株式の終値の単純平均値(それぞれ、859円、819円、807円)を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を807円から859円までと分析しております。 DCF法では、対象者から受領した事業計画を基に、本取引の実行を前提に公開買付者が検討を加えた平成28年3月期から平成33年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて算定した対象者の企業価値に、非事業資産としての金融資産及び一部の不動産の価値を加算し、有利子負債等を控除して株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を2,025円から2,121円までと分析しております。

	公開買付者は、リサ・パートナーズ及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、SMBC日興証券から取得した本株式価値算定書記載の算定結果、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、応募予定株主との協議・交渉内容、対象者株式の直近1ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案した上で、最終的に平成28年3月18日に、本公開買付価格を1株当たり2,059円とすることを決定いたしました。 本公開買付価格である1株当たり2,059円は、本公開買付けの公表日の前営業日及び本書提出日の直前取引日である平成28年3月17日のJASDAQ市場における対象者株式の終値910円に対して126.26%、同日までの過去1ヶ月間の終値平均値859円に対して139.70%、同日までの過去3ヶ月間の終値平均値819円に対して151.40%、同日までの過去6ヶ月間の終値平均値807円に対して155.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) リサ・パートナーズは、平成27年11月中旬に、対象者のフィナンシャル・アドバイザーとなるニンバスアソシエイツから、対象者が継続して安定的に運営されていくことを条件とした対象者株式の取得に関する打診を受けました。リサ・パートナーズは、かかる打診を受けて初期的検討を開始し、過去の投資実績や経験から、対象者が創業以来培ってきたノウハウや人材を軸に、リサ・パートナーズが第三者的な見地から対象者に必要な資源を補完し支援することで、対象者を再び売上の拡大及び利益率の改善に向けて飛躍させることが可能と考え、平成27年12月25日に、対象者に対して対象者株式の取得を検討する旨の意向表明書を提出いたしました。 リサ・パートナーズは平成28年1月14日以降2月上旬までの間、対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、対象者株式の取得について分析、検討を進めた結果、対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を達成するためには、本取引を実施し対象者株式を非上場化するとともに、その株主構成を簡素化し、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築した上で、リサ・パートナーズの有するノウハウや人材・国内外のネットワークといった経営リソース・インフラを最大限に活用して、対象者の成長力及び競争力を一層強化することが最も有効な手段であると考えるに改めて至りました。 上記検討を経て、平成28年2月15日に、対象者の株式を保有することを主たる目的とし、リサ・パートナーズがその持分の全てを所有する公開買付者が設立されました。その後、公開買付者は、対象者の今後の事業運営方針や対象者が保有する金融資産等の取扱い等に関してのリサ・パートナーズ及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成28年3月18日に、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。 ① 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、リサ・パートナーズ及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMBC日興証券は、リサ・パートナーズ及び公開買付者並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 ② 当該意見の概要 SMBC日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成28年3月17日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、公開買付者はSMBC日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。 市場株価法 : 807円～859円 DCF法 : 2,025円～2,121円

	③ 当該意見を踏まえて買付け等の価格を決定するに至った経緯 公開買付者は、リサ・パートナーズ及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書記載の算定結果、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、応募予定株主との協議・交渉内容、対象者株式の直近1ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案した上で、最終的に平成28年3月18日に、本公開買付価格を1株当たり2,059円とすることを決定いたしました。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,274,875(株)	5,804,060(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,804,060株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,804,060株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成28年2月10日に提出した第42期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式数(12,984,233株)から平成28年3月期第3四半期決算短信に記載された平成27年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,709,358株)を控除した株式数(7,274,875株)になります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	72,748
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年3月22日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年3月22日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(j)	72,660
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,274,875株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年2月10日に提出した第42期第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の対象者の平成27年12月31日現在の発行済株式数(12,984,233株)から平成28年3月期第3四半期決算短信に記載された平成27年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,709,358株)を控除した株式数(7,274,875株)に係る議決権の数(72,748個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。
- ③ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注1)を行っていただく必要があります。
- ④ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。
- ⑥ 公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)
- ⑦ 公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(※1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(※2)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(※3)
		公務員共済組合の組合員証(※3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の記載事項証明書(※4)
		住民票の写し(※4)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(※5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等) 個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	各種健康保険証(※3)
	公務員共済組合の組合員証(※3)
	パスポート(※2)

- (※1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (※2) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- (※3) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
- (※4) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (※5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
 個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のSMBC日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	14,978,967,625
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	53,000,000
その他(c)	3,500,000
合計(a)+(b)+(c)	15,035,467,625

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(7,274,875株)に、1株当たりの本公開買付価格(2,059円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 担保 : 対象者株式等 弁済期: 平成29年2月28日(一括返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 (2) タームローンB 担保 : 対象者株式等 弁済期: 平成29年2月28日(一括返済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利	(1) タームローンA 9,000,000 (2) タームローンB 4,000,000
計(b)				13,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から13,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を平成28年3月16日付で取得しております。なお、当該合意に係る融資契約において、融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
リサ・パートナーズによる出資(注)	2,399,500
計(d)	2,399,500

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、平成28年3月18日付で、公開買付者の持分の全てを所有しているリサ・パートナーズから、2,399,500千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。なお、公開買付者は、リサ・パートナーズの直近の財務諸表により、リサ・パートナーズが上記出資を行う資力が十分であることを確認しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

15,399,500千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年5月31日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,804,060株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,804,060株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準する事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	概要
平成28年2月	商号を合同会社H S Hとし、本店所在地を東京都港区港南二丁目15番3号、資本金を50万円とする合同会社として設立。

② 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 有価証券の投資・運用
2. 前号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得し、所有及び管理することを主たる事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成28年3月22日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
500,000	—

(注1) 公開買付者は合同会社です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けの成立後、決済の開始日の前営業日までに、本公開買付けの決済資金に充当することを目的として、リサ・パートナーズから2,399,500千円を限度として出資を受ける予定です。これにより、公開買付者の資本金の額は最大2,400,000千円に増加する予定です。

④ 【大株主】

平成28年3月22日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
株式会社リサ・パートナーズ	東京都港区港南二丁目15番3号	—	—
計	—	—	—

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けの成立後、決済の開始日の前営業日までに、本公開買付けの決済資金に充当することを目的として、リサ・パートナーズから2,399,500千円を限度として出資を受ける予定です。

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成28年3月22日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
職務執行者	—	小山 浩司	昭和45年3月5日	平成4年4月 株式会社さくら銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行 平成18年4月 株式会社三井住友銀行 コーポレートアドバイザリー本部 平成18年12月 株式会社リサ・パートナーズ入社 投資銀行部 営業第三部ディレクター 平成22年3月 同社 取締役 執行役員 戦略投資本部長 兼 企業投資部長 平成23年3月 株式会社リサ・キャピタル・マネジメント 代表取締役(現任) 平成24年4月 RISA PARTNERS ASIA PTE.LTD. DIRECTOR(現任) 平成28年1月 株式会社リサ・パートナーズ 取締役 執行役員 企業投資部長(現任) 平成28年2月 合同会社H S H 職務執行者(現任)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成28年2月15日に設立された合同会社であり、本書提出日現在、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されていません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年3月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、その所有する対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。対象者による賛同意見及び応募推奨の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者との間の合意

対象者は、株式会社おさむ及び公開買付者との間で株式等金融資産に係る有価証券譲渡契約書を平成28年3月18日に締結しております。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 公開買付者と対象者の役員との間の合意

公開買付者と対象者の代表取締役会長兼社長である柴田一氏及び対象者の取締役である柴田政男氏は、平成28年3月18日付で、応募合意書を締結いたしました。応募合意書の概要は、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
月別	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月
最高株価(円)	824	810	810	809	822	902	915
最低株価(円)	780	785	783	769	782	770	830

(注) 平成28年3月については、3月18日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出
事業年度 第41期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第42期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月10日 関東財務局長に提出

上記四半期報告書によると、第41期有価証券報告書提出日後の役員の異動は、次の通りであります。

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
取締役	専務取締役	柴田政男	平成27年8月18日

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社卑弥呼

(東京都渋谷区神宮前六丁目17番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 対象者は、平成28年3月18日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年5月12日に公表した平成28年3月期の配当予想を修正し、平成28年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、対象者が平成28年3月18日に公表した「平成28年3月期(第42期)配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 対象者は、平成28年3月18日開催の取締役会において、(i)前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」のとおり、本公開買付けが成立し、かつその決済が完了することを条件に株式等金融資産を株式会社おさむに対して売却すること、(ii)平成27年11月2日に開示した平成28年3月期の業績予想の修正をそれぞれ決議しております。詳細については、対象者が平成28年3月18日に公表した「投資有価証券売却損及び投資有価証券売却益並びに投資有価証券評価損戻入の発生に関するお知らせ」及び「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。